

# 西宮市予防接種事故調査委員会要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市予防接種事故調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 委員会は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する予防接種に起因又は予防接種の業務上発生したとみなされる事故等（以下「事故等」という。）に関し、調査審議により適切な措置を講じるため設置し、もって予防接種業務の円滑な遂行を目的とする。

## (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事故等について調査審議する。

- (1) 事故等の原因調査及びその措置について
- (2) その他市長又は委員会が、事故等に関し必要と認める事項

## (組織及び構成)

第4条 委員会は、次に掲げる機関が推薦する委員をもって組織し、委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 健康福祉局 1名
- (2) 西宮市医師会 3名
- (3) 兵庫医科大学 1名

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、西宮市保健所保健予防課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会において定める。

附 則

この要綱は、昭和46年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和58年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から実施する。ただし、平成4年8月1日現在の委員任期の起算は、平成4年4月1日とする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。